

「COTOHA Call Center サービス」契約約款 【現改比較表】 2022年12月27日現在	
---	--

~2022年12月31日	2023年1月1日~
--------------	------------

第1条~第35条 (略)	第1条~第35条 (略)
--------------	--------------

第 36 条 契約者の義務

当社は、契約者に次のことを守っていただきます。

- (1) 通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- (2) 当社又は第三者の著作権その他の権利を侵害する行為をしないこと。
- (3) 本サービスによりアクセス可能な当社又は第三者のデータの改ざん、消去等をしないこと。
- (4) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと。
- (5) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと。
- (6) 当社若しくは他人の電気通信設備に無権限でアクセスし、その利用若しくは運営に支障を与える行為を行わないこと。
- (7) 当社若しくは他人の電気通信設備に必要以上の負荷をかけたり、悪影響を及ぼすプログラムを使用しないこと。
- (8) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと。
- (9) 利用申込みの際又はその後に当社に届け出た事項について変更が生じた場合、遅滞なくその旨を当社所定の方法により届け出ること。
- (10) 他者を不当に差別もしくは誹謗中傷し、他社への不当な差別を助長し、又はその名誉もしくは信用を棄損する行為をしないこと。
- (11) 無断で他者に広告、宣伝及び勧誘を行うこと、又は社会通念上他者に嫌悪感を抱かせる行為をしないこと。
- (12) サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと。
- (13) 暴行その他の残虐な情報の発信、及び、人の自傷他害行為を誘引又は勧誘する行為をしないこと。
- (14) 利用料金の支払いを不当に免れる態様で、電話番号の請求又は廃止を行う行為及び本サービスを利用する行為をしないこと
- (15) 本サービスの一部又は全部を、直接又は間接を問わず、単体若しくはシステムの一部として、原子力関連装置の直接制御、航空管制若しくは大量輸送機関での管制、生命維持装置、武器及び武器製造関連等を含む高度な安全性や信頼性を必要とする用途のために利用しないこ

第 36 条 契約者の義務

当社は、契約者に次のことを守っていただきます。

- (1) ~ (15) (略)

<p>と</p> <p><u>(16)</u> その他法令、この約款若しくは公序良俗に違反する行為又はそのおそれのある行為をしないこと。</p> <p><u>(17)</u> 前各号に該当するおそれのある行為又はこれに類する行為をしないこと。</p> <p>2 当社は、契約者が前項の規定に違反して本サービスに係る当社の電気通信設備等を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要なる費用を契約者に負担していただきます。</p> <p>3 当社は、契約者の本条に規定する義務違反により契約者又はその他の者に発生する損害について責任を負わないものとします。</p> <p>4 契約者は、本サービスに係る ID 等を管理する責任を負うものとし、その内容をみだりに第三者に知らせてはなりません。当社は、ID 等の一致を確認した場合、当該 ID 等を保有する者として登録された契約者が本サービスを利用したものとみなします。</p> <p>5 契約者が前項の規定に反し、本サービスに関する当社の業務遂行又は当社の電気通信設備（契約事業者の設備を含みます。）に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると当社が判断をした場合、当社は ID 等の変更その他必要な措置をとる場合があります。当該措置により契約者に発生する損害について、当社は責任を負わないものとします。</p> <p>6 当社は、当社が犯収法に基づいて行う取引時確認の措置又は当該取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置に係る求めを契約者に対して行った場合に、契約者がこれに応じず、又は契約者において当該取引時確認に係る事項を偽る行為があったと当社が判断したときは、第 1 項 12 号及び 14 号に定める禁止行為があったものとして取り扱うことがあります。</p> <p>7 当社は、第 5 項の規定により必要な措置をとる場合は、あらかじめその理由、その他必要</p>	<p><u>(16)</u> 契約者がその契約に係る電気通信役務を自らの電気通信事業の用に供する場合、電気通信番号計画（令和元年総務省告示第 6 号）の定めに基づき、契約者は、その電気通信役務を自らの電気通信事業の用に供すること及び電気通信番号使用計画の認定を受け又は受けようとしていることについて当社に申告するとともに、認定電気通信番号使用計画に従い、認定を受けた番号に係る電気通信番号の使用に関する条件を遵守すること。</p> <p><u>(17)</u> その他法令、この約款若しくは公序良俗に違反する行為又はそのおそれのある行為をしないこと。</p> <p><u>(18)</u> 前各号に該当するおそれのある行為又はこれに類する行為をしないこと</p> <p>2～7（略）</p>
--	---

<p>な措置をとる旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りでありませ ん。</p> <p>第 37 条～第 44 条（略） 別記～料金表（略）</p>	<p>第 37 条～第 44 条（略） 別記～料金表（略）</p>
	<p>附 則（令和4年12月22日 C A S 企第00998891号） この改正規定は、令和 5 年 1 月 1 日から実施します。</p>